

ふるさと納税による被災地支援のお願いについて

令和8年7月28日に発生した地震により熊本県内では最大震度7を観測した地点もあり、広範囲な住家被害が確認される中、その被害はなお拡大しています。そこで、ふるさと納税制度（個人版および企業版）を活用し、被害のあった市町村に対して直接的な支援のご協力をお願い申し上げます。

■ 制度概要

	個人版ふるさと納税	企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）
ルール	・実質 2,000 円を負担。 ・確定申告で控除。ただし、給与所得者で寄附先が年間 5 自治体以内の場合「ワンストップ特例」で申告不要。 ・控除には年収や家族構成により上限あり。 ・災害支援寄附は原則クレジットカード決済。	・1 回あたり 10 万円以上。 ・青色申告法人であること。 ただし、課税所得が生じていること。 ・「主たる事務所又は事業所」が所在する 地方公共団体への寄附は対象外。 ・適用期限は令和 9 年度まで。
支援方法	【A】仲介業者経由 ふるさとチョイス／さとふる／楽天ふるさと納税／ふるなび の災害支援ページから寄附。 【B】代理受付自治体を経由 【C】自治体へ直接	【A】災害支援プロジェクトページから 企業版ふるさと納税プラットフォーム「river」からクレジットカードまたは口座振込で寄付。 【B】自治体へ直接 【C】仲介事業者経由

メリット	・寄附額のうち 2,000 円を超える部分が所得税、住民税から控除される。	・損金算入による軽減と税額控除により法人税負担の軽減（※）が図れる。 （※）法人税負担の軽減 - 法人住民税から寄附額の最大 4 割 - 法人事業税から寄附額の最大 2 割
デメリット	・控除上限を超えた分は全額自己負担。	・内閣府が認定する「地域再生計画」に位置づけられた事業に限られる。 ・個人事業主の事務所は企業版を利用できない。

■参考

企業版ふるさと納税プラットフォーム「river」

URL:<https://cpriver.jp/area/>